

証券コード：6981

平成21年5月29日

株主各位

〒617-8555

京都府長岡京市東神足1丁目10番1号

株式会社 村田製作所

代表取締役社長 村田 恒夫

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（44ページ～50ページ）をご検討いただき、平成21年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権の行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、同封のご案内「インターネットによる議決権行使について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、同一議案に対し書面及びインターネットにより重複して議決権を行使された場合において、当該議案に対する議決権の行使の内容が異なる場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとし、インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合には、最終の行使を有効なものいたします。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 京都府長岡京市東神足1丁目10番1号 当本社 2階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第73期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第73期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.murata.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成20年4月1日)
(至 平成21年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

1) 主要な事業内容

当社グループは、主としてセラミックスを素材としてコンデンサ、圧電製品、高周波デバイス、モジュール製品などを製造販売している電子部品メーカーで、無機・有機化学材料からセラミックス、電子部品に至るまで垂直統合型の技術開発と一貫生産を行っております。また、材料・製法・生産設備の開発を自ら行って、種々のノウハウを盛り込んだ特徴のある独自性の高い製品を生産し、AV機器、通信機器、コンピュータ及び関連機器、カーエレクトロニクス、家庭用電気機器等のさまざまな電子機器向けに販売しております。

2) 事業の経過及びその成果

①経営成績

当期の世界の電子機器市場は、期初から携帯電話、パソコン、デジタルAV機器など主要機器の生産台数の伸びが前期と比べて勢いがなく、特に秋口以降は世界的な景気の急減速の影響によって最終需要が大きく悪化した結果、年間を通した主要機器の生産台数の伸びは大幅に鈍化しました。また、期後半の需要の減退は、機器及び部品の急激な在庫調整を引き起こし、得意先による部品の手配は大幅に減少しました。さらに、高性能の電子機器の需要が特に振るわなかったこと、製品価格の下落が継続したこと、為替が対米ドルの平均レートで前期に比べ13円74銭の円高となったことから、電子部品の需要金額は低迷しました。

このような市場環境のもと、当社の当期の売上高は、前期に比べ17.1%減の523,946百万円となりました。利益につきましては、原価低減の取り組みと新製品の継続的な投入を推し進めましたが、操業度の低下、製品価格の下落、減価償却費の増加、為替変動の影響などの減益要因により、営業損失が16,287百万円、税引前当期純損失が10,319百万円となりました。当期純利益につきましては、平成21年度税制改正で外国子会社配当益金不算入制度が導入されることになり、過年度に計上した繰延税金負債を取り崩した影響などから、3,588百万円（前期比95.4%減）となりました。

②製品別の売上高概況

当期の製品別の売上高を前期と比較した概況は、以下のとおりであります。

[コンデンサ]

この製品には、積層セラミックコンデンサ、円板型セラミックコンデンサ、トリマコンデンサが含まれます。

当期は、主力のチップ積層セラミックコンデンサが大幅に減少したほか、用途特化型品もコンピュータ及び関連機器向けで大きく減少しました。

その結果、全体の売上高は、前期に比べ27.6%減の180,588百万円となりました。

[圧電製品]

この製品には、表面波フィルタ、セラミック発振子、圧電センサ、セラミックフィルタ、圧電ブザーが含まれます。

当期は、圧電ブザーがAV機器向けで大幅に伸長しましたが、表面波フィルタが通信機器向けに大幅に減少したほか、セラミック発振子、セラミックフィルタ、圧電センサも前期を大きく下回りました。

その結果、全体の売上高は、前期に比べ17.7%減の76,294百万円となりました。

[高周波デバイス]

この製品には、近距離無線通信モジュール、多層デバイス、コネクタ、アイソレータが含まれます。

当期は、近距離無線通信モジュールで、Bluetooth[®](注)用が減少したものの、無線LAN用が大幅に伸びたため、全体で前期を大きく上回りました。多層デバイスが通信機器向けで減少したほか、アイソレータも前期を下回りました。

その結果、全体の売上高は、前期に比べ4.6%増の110,258百万円となりました。

[モジュール製品]

この製品には、電源、回路モジュールが含まれます。

当期は、回路モジュールにおいて、携帯電話用の地上デジタルチューナが大幅に増加しましたが、通信機器用モジュールが大きく減少しました。また、電源では平成19年8月31日に買収、子会社化した米国のMurata Power Solutionsグループ各社が電源の売上高に寄与しましたが、電源全体では前期を下回りました。

その結果、全体の売上高は、前期に比べ17.9%減の64,906百万円となりました。

[その他製品]

この製品には、EMI除去フィルタ、コイル、センサ、抵抗器などが含まれます。

当期は、EMI除去フィルタがAV機器やコンピュータ及び関連機器向けで大幅に減少し、ジャイロセンサもAV機器向けで大きく減少しました。チップコイルも前期を下回りました。

その結果、全体の売上高は、前期に比べ12.8%減の89,726百万円となりました。

(注) Bluetoothは米国Bluetooth SIG, Inc.の登録商標です。

(製品別の受注及び売上の状況)

製品等	期間	第73期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)			
	区分	受 注 高	売 上 高		
		金 額	金 額	構 成 比	前 期 比
		百万円	百万円	%	%
コ ン デ ン サ		168,586	180,588	34.6	72.4
圧 電 製 品		73,636	76,294	14.6	82.3
高 周 波 デ バ イ ス		111,550	110,258	21.1	104.6
モ ジ ュ ー ル 製 品		60,393	64,906	12.5	82.1
そ の 他 製 品		84,914	89,726	17.2	87.2
合 計		499,079	521,772	100.0	82.9

3) 対処すべき課題

昨年発生した世界的な金融危機が実体経済にも大きな影響を与えるなか、世界の電子機器市場では最終需要が大幅に悪化し、本格的な回復の見通しは不透明な状況が続いています。また、電子部品業界においては、需給の緩和や同業他社との競争激化により、部品価格の低下圧力が依然として強く、当社を取り巻く事業環境は厳しい状況にあります。

その一方で、中長期的には、電子機器の小型・薄型化や高機能化・多機能化がより一層進んでいくことが期待されるとともに、新興国における需要が今後大きく拡大するとみられること、さらには、自動車、環境、エネルギー、バイオなどエレクトロニクスに期待される分野が広がっていくことにより、電子部品の需要のすそ野は着実に広がっていくものと期待されます。

このように、足元の事業環境が厳しい中でも、中長期的にはさらなる需要の拡大が期待できる市場に対して、当社は、材料技術、プロセス技術、設計技術、生産技術といった要素技術の革新と垂直統合を図り、開発資源の重点配分による製品開発のスピードアップを進めることにより、顧客のニーズを先取りした付加価値の高い新製品をタイムリーに供給していきます。また、長期にわたる成長力を確保するために、外部資源の有効活用も図りながら、事業領域の拡大に努めていきます。さらに、生産技術の革新や業務効率の改善、生産体制の最適化によるコスト削減に徹底的に取り組むことにより、価格競争力を強化してまいります。

企業の社会的責任への取り組みにつきましては、当社は国内外での事業活動を「経済、環境、社会」の3側面からとらえ、それぞれの側面で企業としての責任を果たしていくための取り組みを進めております。また、コーポレート・ガバナンスに関し、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を定め、すべてのステークホルダーに配慮しつつ、経営管理組織・体制を整備し、経営効率の向上、経営監視機能の強化、法令遵守の徹底に取り組んでおります。

4) 設備投資の状況

当社グループは当期に、総額65,427百万円の設備投資（金額に消費税等は含まれておりません）を行いました。

主な内容は、当社及び連結子会社における生産設備の増強・合理化等35,581百万円、研究開発用設備の増強8,829百万円、土地及び建物取得11,412百万円であります。

なお、生産能力に著しい影響を及ぼす除却、売却等はありません。

5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円、%)

期間 区分 項目	第70期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	第71期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第72期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第73期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	金額	金額 前期比	金額 前期比	金額 前期比
売上高	490,784	566,805 115.5	631,655 111.4	523,946 82.9
税引前当期純利益(△損失)	91,680	118,003 128.7	121,830 103.2	△10,319 △8.5
当期純利益	58,448	71,309 122.0	77,413 108.6	3,588 4.6
総資産	909,641	1,014,965 111.6	1,030,349 101.5	909,327 88.3
純資産	755,394	822,893 108.9	844,230 102.6	784,342 92.9
1株当たり 当期純利益	円 銭 262 49	円 銭 321 29	円 銭 349 09	円 銭 16 48
自己資本比率	% 83.0	% 81.1	% 81.9	% 86.3

- (注) 1. 当社の連結計算書類は、米国において一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に準拠して作成しております。
2. 1株当たり当期純利益は、米国の「財務会計基準審議会基準書第128号(1株当たり利益)」に基づき算出しております。
3. 百万円単位の記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

②当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円、%)

期間 区分 項目	第 70 期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	第 71 期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第 72 期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第 73 期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	金 額	金 額 前期比	金 額 前期比	金 額 前期比
売 上 高	422,578	490,642 116.1	530,866 108.2	436,625 82.2
経 常 利 益	48,328	60,388 125.0	56,419 93.4	8,056 14.3
当 期 純 利 益	36,817	44,836 121.8	43,442 96.9	5,068 11.7
総 資 産	498,573	535,647 107.4	529,226 98.8	528,987 100.0
純 資 産	402,086	428,931 106.7	433,234 101.0	398,826 92.1
1株当たり 当期純利益	円 銭 164 80	円 銭 202 01	円 銭 195 91	円 銭 23 27
自己資本比率	% 80.6	% 80.1	% 81.9	% 75.4

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

6) 主要拠点等

①当社の主要な営業所及び工場等

本 社 (京 都 府 長 岡 京 市)
東 京 支 社 (東 京 都 澁 谷 区)
八 日 市 事 業 所 (滋 賀 県 東 近 江 市)
野 洲 事 業 所 (滋 賀 県 野 洲 市)
横 浜 事 業 所 (横 浜 市 緑 区)
長 岡 事 業 所 (京 都 府 長 岡 京 市)
営 業 所
仙 台 (仙 台 市 宮 城 野 区)
大 宮 (さいたま市大宮区)
西 東 京 (東 京 都 立 川 市)
神 奈 川 (横 浜 市 港 北 区)
長 野 (長 野 県 安 曇 野 市)
静 岡 (浜 松 市 中 区)
中 部 日 本 (名 古 屋 市 名 東 区)
神 戸 (神 戸 市 中 央 区)
岡 山 (岡 山 県 岡 山 市)
九 州 (福 岡 市 博 多 区)

②主要な子会社

株式会社福井村田製作所 (福 井 県 越 前 市)
株式会社出雲村田製作所 (島 根 県 簸 川 郡 斐 川 町)
株式会社富山村田製作所 (富 山 県 富 山 市)
株式会社小松村田製作所 (石 川 県 小 松 市)
株式会社金沢村田製作所 (石 川 県 白 山 市)
株式会社岡山村田製作所 (岡 山 県 瀬 戸 内 市)
村田土地建物株式会社 (京 都 府 長 岡 京 市)
Murata Electronics North America, Inc. (アメリカ合衆国)
Murata Electronics Singapore (Pte.) Ltd. (シンガポール)
Murata Company Limited (中華人民共和国)
Murata (China) Investment Co., Ltd. (中華人民共和国)

7) 使用人の状況

①企業集団の使用人の状況

日 本	南北アメリカ	ヨーロッパ	ア ジ ア	合 計
人 22,019	人 736	人 541	人 10,135	人 33,431

(注) 使用人数には、臨時雇用者・パート・嘱託者(863人)、当社グループ外への出向者(6人)は含めておりません。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数		平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
当 期 末	前 期 末 比 増 減		
人 6,695	人 266	歳 36.6	年 10.3

(注) 使用人数、平均年齢及び平均勤続年数には、臨時雇用者・パート・嘱託者(125人)、及び子会社等への出向者(926人)は含めておりません。

なお、子会社等からの出向者は含めております。

8) 重要な子会社の状況

①重要な子会社

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社福井村田製作所	百万円 300	100%	コンデンサ及び高周波デバイスの製造
株式会社出雲村田製作所	430	100	コンデンサの製造
株式会社富山村田製作所	450	100	圧電製品及びセンサの製造
株式会社小松村田製作所	300	100	高周波デバイス及びモジュール製品の製造
株式会社金沢村田製作所	480	100	圧電製品及び高周波デバイスの製造
株式会社岡山村田製作所	480	100	コンデンサ及び高周波デバイスの製造
村田土地建物株式会社	2,000	100 ^(注)	不動産の賃貸借及び管理、施設保守・清掃、保険代理店業務
Murata Electronics North America, Inc.	US\$ 千 14,406	100	当社及び子会社の製品の販売
Murata Electronics Singapore (Pte.) Ltd.	S\$ 千 4,000	100	コンデンサの製造販売並びに当社及び子会社の製品の販売
Murata Company Limited	HK\$ 千 100	100	当社及び子会社の製品の販売
Murata (China) Investment Co., Ltd.	US\$ 千 120,000	100	中華圏でのマーケティング、エンジニアリング活動、中国販売会社の統括管理

(注) 間接所有を含む比率であります。

②企業結合の経過と成果

1. 当社が開発した解析シミュレーションソフトの販売を目的として、平成20年5月14日付で、ムラタソフトウェア株式会社を設立しております。
2. 村田土地建物株式会社の国内グループ会社資金運用管理事業を、平成20年12月24日付で、吸収分割により当社が承継しております。
3. 上に掲げた重要な子会社11社を含む連結子会社は75社であります。企業結合の成果につきましては、「1. 企業集団の現況に関する事項 2) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

9) 借入先

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 ^(注)	百万円 4,148
Mizuho Corporate Bank (China), Ltd.	3,909
Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (China), Ltd.	1,183
そ の 他	19
計	9,259

(注) 平成21年4月27日より、Sumitomo Mitsui Banking Corporation (China) Limitedに変更されております。同社は、株式会社三井住友銀行が中国に設立した現地法人であります。

2. 株式に関する事項

- 1) 発行可能株式総数 581,000,000株 (単元株式数 100株)
- 2) 発行済株式の総数 225,263,592株 (自己株式 10,630,495株を含む)
- 3) 株主数 77,013名
- 4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持株数 (千株)	出資比率 (%)
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	21,113	9.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4G)	11,079	5.2
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	9,685	4.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	9,189	4.3
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	8,130	3.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,455	3.0
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	5,610	2.6
株 式 会 社 京 都 銀 行	5,260	2.5
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	3,551	1.7
三井住友海上火災保険株式会社	3,015	1.4

(注) 出資比率は、発行済株式の総数から自己株式 (10,630千株) を除いて計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当期末日に当社役員が保有している新株予約権の状況

回次	第 2 回	第 3 回	第 4 回	
発行決議の日	平成15年6月27日	平成16年6月29日	平成17年6月29日	
新株予約権の数	220個	327個	661個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 22,000株	普通株式 32,700株	普通株式 66,100株	
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償	
新株予約権の行使時の払込金額	5,863円	5,789円	5,686円	
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日から 平成21年7月31日まで	平成18年8月1日から 平成22年7月31日まで	平成19年8月1日から 平成23年7月31日まで	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数 2名 保有数 22個 目的である株式の数 2,200株	保有者数 3名 保有数 31個 目的である株式の数 3,100株	保有者数 8名 保有数 79個 目的である株式の数 7,900株
	社外取締役	—	—	—
	監査役	—	保有者数 1名 保有数 5個 目的である株式の数 500株	保有者数 1名 保有数 5個 目的である株式の数 500株
新株予約権の主な行使条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権を有する者（以下、新株予約権者という）は、当社業務執行取締役、執行役員及び幹部社員並びに当社子会社の業務執行取締役及び幹部社員たる地位を失った後も、新株予約権を行使できるものとしております。 2. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとしております。 3. 新株予約権のその他の行使の条件は、第2回新株予約権割当契約の定めに従うものとしております。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権を有する者（以下、新株予約権者という）は、当社業務執行取締役、執行役員及び幹部社員並びに当社子会社の業務執行取締役及び幹部社員たる地位を失った後も、新株予約権を行使できるものとしております。 2. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとしております。 3. 新株予約権のその他の行使の条件は、第3回新株予約権割当契約の定めに従うものとしております。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権を有する者（以下、新株予約権者という）は、当社業務執行取締役、執行役員及び幹部社員並びに当社子会社の業務執行取締役及び幹部社員たる地位を失った後も、新株予約権を行使できるものとしております。 2. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとしております。 3. 新株予約権のその他の行使の条件は、第4回新株予約権割当契約の定めに従うものとしております。 	

(注) 第3回及び第4回新株予約権の役員の保有状況のうち監査役に関する部分は、監査役就任以前に、幹部社員たる資格で取得した新株予約権の保有状況を記載したものであります。

4. 会社役員に関する事項

1) 取締役及び監査役の状況（平成21年3月31日現在）

役名	地位及び担当	氏名	他の法人等の代表状況等
取締役会長	代表取締役	村田 泰 隆	株式会社福井村田製作所 財団法人村田学術振興財団 取締役会長(代表取締役) 理 事 長
取締役社長	代表取締役	村田 恒 夫	株式会社福井村田製作所 Murata Electronics Singapore (Pte.) Ltd. 取締役社長(代表取締役) ダ イ レ ク タ ー
取締役副社長	代表取締役 管理グループ・企画 部・経理部・財務部・ 情報システム統括部担 当	藤田 能 孝	村田土地建物株式会社 Murata Electronics Singapore (Pte.) Ltd. Murata (China) Investment Co., Ltd. 取締役社長(代表取締役) ダ イ レ ク タ ー 董 事 長
取 締 役	専務執行役員 技術担当	坂 部 行 雄	
取 締 役	上席常務執行役員 知的財産部・品質保証 部・故障解析センタ・ 化学物質管理推進室・ 安全保障輸出管理室担 当 野洲事業所長	荒 井 晴 市	
取 締 役	常務執行役員 コンポーネント事業本部長	井 上 純	株式会社出雲村田製作所 株式会社富山村田製作所 取締役社長(代表取締役) 取締役社長(代表取締役)
取 締 役	常務執行役員 技術・事業開発本部長	家 木 英 治	
取 締 役	執行役員 管理グループ統括部長	牧 野 孝 次	
取 締 役		棚 橋 康 郎	
取 締 役		吉 原 寛 章	
監 査 役	常勤監査役	中 山 素 彦	
監 査 役	常勤監査役	伴 野 国三郎	
監 査 役		平 岡 哲 也	
監 査 役		川 田 剛	
監 査 役		山 田 英 暉	

(注) 1. 平成20年6月27日開催の第72回定時株主総会において、吉原寛章氏は取締役に、山田英暉氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。

2. 取締役 棚橋康郎、吉原寛章の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役にあります。

3. 監査役 平岡哲也、川田 剛、山田英暉の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役 中山素彦氏は当社で財務及び経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 川田 剛氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社の執行役員は17名で、上掲の執行役員を兼務する取締役の他に12名の執行役員がおります。
7. 取締役会長 村田泰隆氏は、平成21年3月31日付で財団法人 村田学術振興財団理事長を退任しております。
8. 取締役社長 村田恒夫氏は、平成21年4月1日付で財団法人 村田学術振興財団理事長に就任しております。

2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
	人	百万円
取 締 役	11	380
監 査 役	6	68
合 計	17	448

- (注) 1. 上記の人数には、平成20年6月27日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）、監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 上記のうち、社外役員7名に対する報酬等の総額は、43百万円であります。
 4. 株主総会決議に基づく報酬限度額（年額）は、取締役600百万円（平成19年6月定時株主総会決議）、監査役80百万円（平成10年6月定時株主総会決議）であります。ただし、執行役員を兼務する取締役の使用人分給与及び賞与相当額は含みません。また、業務上の必要性により転居しなければならない場合に限り、当社所定の基準に基づく社宅使用料を徴収した上で、業務を執行する支社・事業所等へ通勤可能な社宅を提供するものとし、この場合に会社が負担する金銭に非ざる報酬の限度額は200百万円（平成15年6月定時株主総会決議）であります。

3) 社外役員の重要な兼職等

区 分	氏 名	兼 職 先 会 社 名	兼 職 の 内 容
社外取締役	棚 橋 康 郎	新日鉄ソリューションズ株式会社 横河電機株式会社 株式会社インターネットイニシアティブ	相談役 社外取締役 社外取締役
	吉 原 寛 章	一橋大学大学院国際企業戦略研究科 Hitachi Global Storage Technologies Netherlands B.V.	特任教授 マネージング ダイレクター
社外監査役	川 田 剛	税理士 明治大学大学院 グローバル・ビジネス研究科 ボストン・サイエンティフィック ジャパン株式会社	教授 社外監査役

4) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	棚 橋 康 郎	当期開催の取締役会16回のすべてに出席し、必要に応じ、経営者としての高い見識と豊富な経験から発言を行っております。
	吉 原 寛 章	平成20年6月27日就任以来開催の取締役会12回のすべてに出席し、必要に応じ、グローバル企業への豊富なコンサルティング経験と会計の専門家としての高い見識から発言を行っております。
社外監査役	平 岡 哲 也	当期開催の取締役会16回、監査役会16回のすべてに出席し、必要に応じ、財政、金融関係分野の専門的知識並びに経営者としての経験から発言を行っております。
	川 田 剛	当期開催の取締役会16回のすべてに、監査役会16回のうち15回に出席し、必要に応じ、主に税務の専門家としての見地と豊富な経験から発言を行っております。
	山 田 英 暉	平成20年6月27日就任以来開催の取締役会12回、監査役会12回のすべてに出席し、必要に応じ、金融関連分野及び経営者としての豊富な経験から発言を行っております。

5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の上限は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額相当額であります。

5. 会計監査人に関する事項

1) 会計監査人の名称

監査法人トーマツ

2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	区 分	報 酬 等 の 額
①	会計監査人としての報酬等	百万円 104
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	117

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務報告に係る内部統制に関する模擬的評価業務等についての対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Murata Electronics North America, Inc.、Murata Electronics Singapore (Pte.)Ltd.、Murata Company Limited及びMurata (China) Investment Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任を相当と認めるときは、当該会計監査人を解任いたします。

また、当社は、理由の如何を問わず、会計監査人の解任または不再任を妥当または相当と認めるときは、監査役会の請求によりまたはその同意を得て、当該会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的といたします。

6. 会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、コーポレート・ガバナンスに関し、経営上の最も重要な課題の一つとして位置付け、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を、取締役会において下記のとおり決議いたしました。

これに基づき、すべてのステークホルダーに配慮しつつ、経営管理組織・体制を整備し、経営効率の向上、経営監視機能の強化、法令遵守の徹底に取り組んでおります。

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社外取締役を選任し、取締役会の業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督機能を強化します。
- ② 内部統制システムの整備状況と運用状況を評価する委員会組織を設置し、内部統制システムの維持並びに継続的改善を図ります。
- ③ 企業の社会的責任を果たすため、コンプライアンス、リスク管理、環境等に関わる各種の委員会組織を設置するとともに、これら組織を統括する委員会組織を設置し、整合性の取れた全社的なCSR経営を継続的かつ計画的に推進します。
- ④ CSR活動の推進を担当する組織を設置します。当該組織は、CSRに関わる委員会組織と連携し、CSRの社内への浸透と社外への一元的対応を行います。
- ⑤ 取締役、執行役員及び使用人が法令及び定款に従い、より高い倫理観に基づいて事業活動を行うため、企業倫理規範・行動指針及びコンプライアンスに関する規定を制定し、周知徹底するとともに、制度の整備及び遂行を図ります。
- ⑥ コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、通報受付窓口を社内・社外に設置するとともに、通報者に不利益が生じないよう措置を講じます。
- ⑦ 反社会的な活動や勢力には毅然として対応し一切関係を持たないこと、反社会的勢力等から不当な要求を受けた場合には金銭等による解決を図らないことを企業倫理規範・行動指針に明記し、当該規範・指針に基づき適切に対応します。
- ⑧ 独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性を評価・モニタリングします。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会等の議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る重要な文書は、所定の社内規定に基づき、保存し、取締役及び監査役が適宜閲覧できるようにします。
- ②文書の保存及び管理を統括する組織を設置します。当該統括組織は、文書の保存及び管理に関する基本的な事項を社内規定に定め、前項に掲げる文書が適切に保存及び管理されるよう全社的な指導を行います。
- ③会社情報の適時開示の必要性及び開示内容を審議する会議体を設置し、会社情報を適時適切に開示します。

3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ①各業務機能を主管する部門ごとにリスク管理を行います。
- ②リスク管理に関する委員会組織において、全社的なリスク管理体制・施策等の審議を行うとともに、事業活動に関係するさまざまなリスクへの対応を検討・実施・推進します。
- ③全社的なリスク管理を担当する組織を設置します。当該組織は、リスク管理に関する規定を整備し、リスクの把握、評価、対応等に関し、各業務機能を主管する部門における進捗状況についてモニタリング等を通じて指導・提言を行います。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①長中期の方針、並びにこれに基づく単年度の方針、予算及び実行計画を策定し、それらの進捗管理及び達成状況の確認を行います。
- ②執行役員制度を導入し、経営方針及び重要な業務執行の意思決定と日常の業務執行とを区分することで、監督機能と業務執行機能を強化します。
- ③適正な意思決定を行うため、所定の社内規定に定めた事項に関する決裁は、IT（情報技術）を活用した稟議手続により関係する取締役、執行役員、重要な使用人の審議を経て行うこととします。
- ④取締役会、代表取締役の意思決定を補佐する審議機関として、役付取締役及び取締役・役付執行役員で構成する経営執行会議を設置します。経営執行会議は、所定の社内規定に定めた事項について、審議し、また報告を受けることとします。
- ⑤業務執行の状況に関する各種の情報を、定期的にあるいは随時、関係する取締役、執行役員及び使用人に提供し、共有する仕組みを、ITを活用して構築します。

5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、当社グループにおいて、経営の基本理念としての社是を共有するとともに、企業倫理規範・行動指針及びコンプライアンスに関する規定を周知徹底します。
- ②当社グループにおいて、意思決定に関する規定及び手続を定めます。これらに基づき子会社と、子会社の事業運営について協議し、また、当社グループの事業運営に関する各種情報を共有します。
- ③当社の各業務機能を主管する部門は、業務が適正かつ効率的に行われるよう各業務の枠組み、処理手続、判断基準を定めるとともに、子会社に対し、必要に応じて適切な指導を行います。
- ④内部監査部門は、当社グループにおける業務が法令、社内の規定等に基づいて、適正かつ効率的に行われていることを評価・モニタリングします。
- ⑤各子会社が、それぞれの事業内容・規模に応じて適切な内部統制システムを整備、運用するよう指導します。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、相当数の専任の使用人を配置します。
- ②監査役室の使用人は、取締役の指揮・命令を受けないこととします。また監査役室の使用人の人事に関する事項について、取締役は監査役と協議し、同意することとします。

7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役、執行役員及び使用人は、監査役に対して、経営執行会議等の議事録・資料、稟議書、業績等の定期報告文書を提出し、また、企業倫理規範・行動指針に違反する恐れのある事実、リスク及びリスク管理の状況、内部通報の状況と通報内容、並びに外部公的機関等による監査の結果について報告します。
- ②前項のほか、取締役、執行役員及び使用人は、監査役の求めがあるときは、随時求められた文書等の提出あるいは報告を行います。

8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役は監査役が重要会議に出席できる環境を整備します。
- ②取締役及び使用人は監査役会が毎年策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査が実施できるよう協力します。
- ③内部監査部門は監査役との連携に努めます。
- ④取締役及び使用人は監査役と会計監査人との連携に際し、監査役の求めに応じ、協力します。
- ⑤代表取締役等は監査役と定期的に会合を持ち、情報交換に努めます。
- ⑥取締役及び使用人は、監査役が弁護士、会計監査人に対し、意見聴取する際には、監査役の求めに応じ、協力します。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(909,327)	(負 債 の 部)	(124,985)
流動資産	523,453	流動負債	69,455
現金及び預金	46,296	短期借入金	9,240
短期投資	93,790	支払手形	2,472
有価証券	165,545	買掛金	17,939
受取手形	3,494	未払給与及び賞与	17,417
売掛金	80,578	未払税金	1,405
貸倒引当金	△1,013	未払費用及び その他の流動負債	20,982
たな卸資産	94,104	固定負債	55,530
繰延税金資産	16,906	長期債務	17
前払費用及び その他の流動資産	23,753	退職給付引当金	53,593
有形固定資産	328,282	繰延税金負債	889
土地	43,899	その他の固定負債	1,031
建物及び構築物	267,737	(資 本 の 部)	(784,342)
機械装置及び工具器具備品	567,299	資本金	69,377
建設仮勘定	20,979	資本剰余金	102,388
減価償却累計額	△571,632	利益剰余金	692,099
投資及びその他の資産	57,592	その他の包括損失累計額	△31,462
投資	7,935	有価証券未実現損益	344
繰延税金資産	19,953	年金負債調整勘定	△4,928
その他の固定資産	29,704	デリバティブ未実現損益	△590
		為替換算調整勘定	△26,288
		自己株式(取得原価)	△48,060
合 計	909,327	合 計	909,327

連結損益計算書

(自 平成20年 4月 1日
至 平成21年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		523,946
営 業 費 用		
売 上 原 価	398,112	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	95,289	
研 究 開 発 費	46,832	540,233
営 業 損 失 (△)		△16,287
そ の 他 の 収 益 (△ 費 用)		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,061	
支 払 利 息	△478	
為 替 差 益	1,396	
そ の 他 (純 額)	989	5,968
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△10,319
法 人 税 等		
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,434	
法 人 税 等 調 整 額	△18,341	△13,907
当 期 純 利 益		3,588

連結株主持分計算書

(自 平成20年 4月 1日)
(至 平成21年 3月 31日)

(単位：株、百万円)

項 目	発行済普通 株式総数	資 本 の 部				
		資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	その他の包括損失 累計額	自 己 株 式
平成20年 3月 31日現在残高	225,263,592	69,377	102,403	710,453	△4,902	△33,101
自 己 株 式 の 取 得						△15,025
自 己 株 式 の 処 分			△15			66
当 期 純 利 益				3,588		
現金配当額(1株当たり100.00円)				△21,942		
そ の 他 の 包 括 損 失					△26,560	
平成21年 3月 31日現在残高	225,263,592	69,377	102,388	692,099	△31,462	△48,060

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

1) 連結子会社の数及び主要な会社名

75社 ((株)福井村田製作所、(株)出雲村田製作所、(株)富山村田製作所、(株)小松村田製作所、(株)金沢村田製作所、(株)岡山村田製作所、村田土地建物(株)、Murata Electronics North America, Inc.、Murata Electronics Singapore (Pte.) Ltd.、Murata Company Limited、Murata (China) Investment Co., Ltd. 他)

2) 非連結子会社の数

該当なし (うち持分法適用会社 該当なし)

3) 関連会社の数

該当なし (うち持分法適用会社 該当なし)

2. 連結の範囲及び持分法の適用の異動状況

連結子会社 (新規) 1社

ムラタソフトウェア(株)

3. 重要な会計方針

1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められた企業会計の基準 (以下「米国会計原則」という) による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。但し、同項の規定に準拠して、「米国会計原則」により要請される記載及び注記の一部を省略しております。

2) たな卸資産の評価方法及び評価基準 主として総平均法による低価法

3) 有価証券の評価方法及び評価基準

「米国財務会計基準審議会 (以下「FASB」という) 基準書第115号 (特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理)」を適用しております。

当社グループは、保有する全ての債券及び株式を売却可能有価証券に分類して公正価値で評価するとともに、関連する未実現評価損益を税効果考慮後で資本の部に独立表示しております。有価証券売却損益は移動平均法に基づいて算出し、公正価値の算定が困難な非上場株式等については、移動平均法による原価法により評価しております。

4) 有形固定資産の減価償却方法 主として定率法

5) のれん及びその他の無形資産

当社グループは、「FASB基準書第142号（のれん及びその他の無形資産）」を適用しております。同基準書に従い、のれんは償却を行わず、代わりに少なくとも年1回の減損テストを行っております。耐用年数の見積可能な無形資産については、その見積耐用年数に亘って償却されます。また、同基準書は、耐用年数を見積もることができない無形資産は償却を行わず、代わりに耐用年数が明らかになるまで減損テストを行うことを要求しております。

6) 退職給付引当金

「FASB基準書第87号（事業主の年金会計）」及び「FASB基準書第158号（給付建年金及び他の退職後給付制度に関する雇用主の会計処理－FASB基準書第87、88、106号及び第132号(R)の改訂－）」に準拠し、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額及び年金資産の公正価値に基づき計上しております。なお、確定退職後給付制度の積立超過又は積立不足の状態を連結貸借対照表で認識し、その他の包括利益（△損失）累計額で調整しております。

過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、予測給付債務と年金資産のいずれか多い額の1割を超える差異金額を5年による定額法により費用処理しております。

7) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

4. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

1) 平成18年9月に、財務会計基準審議会（FASB）は「FASB基準書第157号（公正価値測定）」を公表しました。

同基準書は、従来、基準書により相違があった公正価値の定義を統一するものであり、また、資産・負債の公正価値による測定についての開示範囲の拡大を要求しております。当社グループにおきましては当期より同基準書を適用しております。同基準書の適用による、当社グループの連結計算書類に与える影響はありません。

2) 当社及び国内連結子会社は、当期より一部の有形固定資産についてその使用実態に応じて見積残存価額と耐用年数を変更しております。この変更は、「FASB基準書第154号（会計上の変更及び誤謬の訂正－会計原則審議会（APB）意見書第20号及びFASB基準書第3号の置換－）」に従い、会計上の見積の変更として取り扱われます。当該変更により、当期における税引前当期純損失が5,470百万円多く、当期純利益が3,260百万円少なく計上されております。また、1株当たり当期純利益は14円97銭少なく計上されております。

3) 従来、連結貸借対照表において表示していた「定期預金」を、当期より「短期投資」に科目を変更しております。この「短期投資」には、元本の減少を伴うことなく随時引き出すことが可能な定期預金と、流動性の高いコマーシャル・ペーパーを分類しております。

(連結貸借対照表注記事項)

1. 記載金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。
2. 手形割引高 159百万円

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり株主資本 3,654円34銭
2. 1株当たり当期純利益
 - 1) 1株当たり当期純利益 16円48銭
 - 2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 16円48銭

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(528,987)	(負 債 の 部)	(130,160)
流 動 資 産	258,727	流 動 負 債	100,643
現金及び預金	20,179	支払手形	1,726
受取手形	2,775	買掛金	25,476
売掛金	52,609	短期借入金	54,701
有価証券	122,896	一年以内返済長期借入金	1
商品及び製品	5,056	リース債務	130
原材料及び貯蔵品	9,204	未払金	12,580
仕掛品	8,305	未払費用	5,538
短期貸付金	5,928	その他	487
一年以内回収長期貸付金	5,358	固 定 負 債	29,517
未収金	4,201	長期借入金	17
未収還付法人税等	15,000	リース債務	351
繰延税金資産	5,618	退職給付引当金	28,525
その他	1,605	その他	621
貸倒引当金	△14		
固 定 資 産	270,259	(純 資 産 の 部)	(398,826)
有 形 固 定 資 産	81,431	株 主 資 本	398,334
建築物	31,498	資本金	69,376
構築物	3,197	資本剰余金	107,726
機械及び装置	18,096	資本準備金	107,666
車両運搬具	32	その他資本剰余金	60
工具、器具及び備品	6,602	利 益 剰 余 金	269,291
土地	17,628	利益準備金	7,899
建設仮勘定	4,375	その他利益剰余金	261,391
無 形 固 定 資 産	17,019	土地圧縮積立金	11
投資その他の資産	171,808	特別償却準備金	636
投資有価証券	89,727	買換資産圧縮積立金	3
関係会社株式	18,354	別途積立金	162,707
関係会社出資金	18,633	繰越利益剰余金	98,031
長期貸付金	24,112	自 己 株 式	△48,059
繰延税金資産	14,327	評価・換算差額等	492
その他	7,622	その他有価証券評価差額金	492
貸倒引当金	△971		
合 計	528,987	合 計	528,987

損 益 計 算 書

(自 平成20年 4月 1日
至 平成21年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		436,625
売 上 原 価		370,914
売 上 総 利 益		65,710
販売費及び一般管理費		73,756
営 業 損 失 (△)		△8,045
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,829	
受 取 配 当 金	15,046	
雑 収 入	2,669	20,546
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	102	
有 価 証 券 評 価 損	2,750	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	836	
雑 損 失	754	4,444
経 常 利 益		8,056
特 別 損 失		
減 損 損 失	506	506
税 引 前 当 期 純 利 益		7,549
法人税、住民税及び事業税	301	
法 人 税 等 調 整 額	2,179	2,481
当 期 純 利 益		5,068

株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金					利益 剰余金 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金							
						土地 圧縮 積立金	特別 償却 準備金	買換資 産圧縮 積立金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金			
平成20年3月31日 残高	69,376	107,666	80	107,746	7,899	11	1,037	3	162,707	114,504	286,164	△33,100	430,187
当期中の変動額													
剰余金の配当										△21,941	△21,941		△21,941
当期純利益										5,068	5,068		5,068
自己株式の取得												△15,025	△15,025
自己株式の処分			△20	△20								66	45
特別償却準備金の取崩							△507			507	-		-
特別償却準備金の積立							106			△106	-		-
別途積立金の積立													
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)													
当期中の変動額合計	-	-	△20	△20	-	-	△400	-	-	△16,472	△16,873	△14,959	△31,852
平成21年3月31日 残高	69,376	107,666	60	107,726	7,899	11	636	3	162,707	98,031	269,291	△48,059	398,334

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成20年3月31日 残高	3,046	3,046	433,234
当期中の変動額			
剰余金の配当			△21,941
当期純利益			5,068
自己株式の取得			△15,025
自己株式の処分			45
特別償却準備金の取崩			-
特別償却準備金の積立			-
別途積立金の積立			-
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	△2,554	△2,554	△2,554
当期中の変動額合計	△2,554	△2,554	△34,407
平成21年3月31日 残高	492	492	398,826

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

製品、仕掛品

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～50年

機械及び装置 4～8年

(追加情報)

機械及び装置については、従来、耐用年数を4～10年としておりましたが、当期より4～8年に変更しております。これは、平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことによるものです。

これにより、営業損失が733百万円多く、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ733百万円少なく計上しております。

2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～10年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務年数による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1) 消費税等の処理方法

税抜方式で処理しております。

2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

3) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

5. 重要な会計方針の変更

1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価に関しては、従来、低価法によっておりましたが、当期より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

この変更による損益に与える影響は軽微であります。

2) リース資産に係る会計処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当期より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

この変更による損益に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	144,337百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	31,654百万円
関係会社に対する長期金銭債権	25,823百万円
関係会社に対する短期金銭債務	79,719百万円
3. 輸出手形割引高	153百万円
4. 保証債務	

(単位：百万円)

被 保 証 者	保 証 金 額	被保証債務の内容
Wuxi Murata Electronics Co., Ltd.	5,716	借 入 金
Shenzhen Murata Technology Co., Ltd.	1,047	借 入 金
Murata Electronics Plant Shenzhen Co., Ltd.	198	借 入 金
Murata Electronics Trading (Tianjin) Co., Ltd.	99	借 入 金
Murata Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd.	12	支 払 債 務
合 計	7,074	

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引	
営業取引による取引高	
売上高	269,680百万円
仕入高	333,842百万円
営業取引以外の取引高	
受取利息	460百万円
受取配当金	14,880百万円
資産譲渡高	1,646百万円
資産購入高	709百万円
2. 研究開発費	37,597百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当期末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 225,263,592株

2. 当期末における自己株式の種類及び数

普通株式 10,630,495株

3. 配当に関する事項

1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成20年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	10,971	50	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年10月30日 取 締 役 会	普通株式	10,970	50	平成20年9月30日	平成20年12月1日

2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成21年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項について次のとおり提案を予定しております。

①配当金の総額 10,731百万円

②1株当たりの配当額 50円

③基 準 日 平成21年3月31日

④効 力 発 生 日 平成21年6月29日

なお、配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 当期末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 120,800株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

1) 流動の部

繰延税金資産	たな卸資産	3,786百万円	繰延税金負債	未収事業税	523百万円
	未払賞与	1,737百万円	繰延税金負債	合計	523百万円
	その他	618百万円	繰延税金資産との相殺		△523百万円
繰延税金資産	合計	6,142百万円	繰延税金負債の純額		－百万円
繰延税金負債との相殺		△523百万円			
繰延税金資産の純額		5,618百万円			

2) 固定の部

繰延税金資産	退職給付引当金	11,524百万円	繰延税金負債	特別償却準備金	431百万円
	有形・無形固定資産	2,996百万円		その他有価証券	
	投資有価証券	1,684百万円		評価差額金	173百万円
	関係会社出資金	1,360百万円		その他	10百万円
	繰越欠損金	824百万円	繰延税金負債	合計	614百万円
	その他	994百万円	繰延税金資産との相殺		△614百万円
繰延税金資産	小計	19,385百万円	繰延税金負債の純額		－百万円
評価性引当金		△4,442百万円			
繰延税金資産	合計	14,942百万円			
繰延税金負債との相殺		△614百万円			
繰延税金資産の純額		14,327百万円			

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異

法定実効税率		40.4%
(調整)	受取配当金等永久差異	△72.2%
	評価性引当額の増加	48.7%
	外国税額控除	13.5%
	その他	2.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		<u>32.9%</u>

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

1) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具	14百万円	7百万円	7百万円
工具、器具及び備品	813百万円	344百万円	469百万円
合 計	827百万円	351百万円	476百万円

2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	233百万円
1 年 超	243百万円
合 計	476百万円

3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	227百万円
減価償却費相当額	227百万円

4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(注) 取得原価相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高相当額の有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

属性	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社福井村田製作所	所有 直接100%	当社製品の 製造 役員の兼務	商品等の仕入 (注1)	72,208	買掛金	3,909 (注2)
				資金の借入 利息の支払 (注3)	30,131 50	短期借入金	18,698
子会社	株式会社出雲村田製作所	所有 直接100%	当社製品の 製造 役員の兼務	商品等の仕入 (注1)	52,622 (注2)	買掛金	3,645 (注2)
子会社	株式会社富山村田製作所	所有 直接100%	当社製品の 製造 役員の兼務	資金の借入 利息の支払 (注3)	7,010 10	短期借入金	6,074
子会社	株式会社小松村田製作所	所有 直接100%	当社製品の 製造 役員の兼務	商品等の仕入 (注1)	49,250 (注2)	買掛金	1,263 (注2)
				資金の貸付 利息の受取 (注4)	11,781 67	短期貸付金 長期貸付金 一年以内回収 長期貸付金	2,702 4,232 736
子会社	Murata Company L i m i t e d	所有 直接100%	当社及び子 会社の製品 の販売	商 製 品 等 の 売 上 (注1)	80,092 (注2)	売掛金	4,976 (注2)
子会社	株式会社金沢村田製作所	所有 直接100%	当社製品の 製造 役員の兼務	資金の貸付 利息の受取 (注4)	11,301 139	短期貸付金 長期貸付金 一年以内回収 長期貸付金	280 10,531 1,541
子会社	株式会社岡山村田製作所	所有 直接100%	当社製品の 製造 役員の兼務	資金の貸付 利息の受取 (注4)	1,050 91	長期貸付金 一年以内回収 長期貸付金	4,089 1,476
子会社	村田土地建物株式会社	所有 直接80.4% 間接19.6%	不動産の賃 貸借及び管 理 施設保守・ 清掃 保険代理店 業務 役員の兼務	事 業 譲 受 (注5) 譲受資産合計 譲受負債合計 譲受対価	52,315 52,269 45	—	—
子会社	株式会社大垣村田製作所	所有 直接66.6%	当社製品の 製造	資金の貸付 利息の受取 (注4)	935 47	長期貸付金 一年以内回収 長期貸付金 貸倒引当金 (注6)	2,486 975 835
子会社	Wuxi Murata Electronics Co.,Ltd.	所有 間接100%	当社製品の 製造及び販 売 役員の兼務	債務保証 保証料の受入 (注7)	5,716 6	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注3) 資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。長期借入金の借入期間は2年未満となっております。
- (注4) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。長期貸付金の貸付期間は6～11年となっております。
- (注5) 村田土地建物株式会社の国内グループ会社資金運用管理事業を吸収分割により当社が承継したことに伴う事業譲受金額であります。
- (注6) 株式会社大垣村田製作所の貸付金に対し、当期に835百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
- (注7) Wuxi Murata Electronics Co., Ltd.の銀行借入につき、債務保証を行ったものであり、保証料については市場実勢を勘案して決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,858円18銭
1株当たり当期純利益	23円27銭

(その他の注記)

退職給付会計

1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、基金型確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

2) 退職給付債務に関する事項（平成21年3月31日現在）

イ. 退職給付債務	59,260百万円
ロ. 年金資産	35,863百万円
ハ. 年金資産を超える退職給付債務（イーロ）	23,396百万円
ニ. 未認識数理計算上の差異	11,182百万円
ホ. 未認識過去勤務債務	△16,311百万円
ヘ. 退職給付引当金（ハ－ニ－ホ）	28,525百万円

3) 退職給付費用に関する事項（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

イ. 勤務費用	2,983百万円
ロ. 利息費用	1,170百万円
ハ. 期待運用収益	△848百万円
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	△821百万円
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	△1,441百万円
ヘ. 退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）	1,042百万円

4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.0%
ハ. 期待運用収益率	2.0%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16～17年（発生時の従業員の平均残存勤務年数による定額法により費用処理しております）
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	5年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております）

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月11日

株式会社 村田製作所
取締役会 御中

監査法人	トーマツ				
指定社員 業務執行社員	公認会計士	石	田	昭	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	佃		弘一郎	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	黒	澤	謙太郎	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社村田製作所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主持分計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（連結注記表 連結計算書類作成の基本となる重要な事項3. 1）参照）に準拠して、株式会社村田製作所及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月11日

株式会社 村田製作所
取締役会 御中

監査法人	トーマツ			
指定社員 業務執行社員	公認会計士	石田	昭	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	佃	弘一郎	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	黒澤	謙太郎	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社村田製作所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針・計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針・計画等に従い、取締役、執行役員、子会社取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、子会社取締役、内部監査室その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、事業所、営業所及び子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主持分計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年 5月18日

株式会社村田製作所 監査役会

常 勤 監 査 役 中 山 素 彦 ⑩

常 勤 監 査 役 伴 野 国 三 郎 ⑩

監査役（社外監査役） 平 岡 哲 也 ⑩

監査役（社外監査役） 川 田 剛 ⑩

監査役（社外監査役） 山 田 英 暉 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元策として、配当による成果の配分を優先的に考え、長期的な企業価値の拡大と企業体質の強化を図りながら、1株当たり利益を増加させることにより配当の安定的な増加に努めることを基本方針としております。

この方針に基づき、連結ベースでの業績と配当性向並びに将来の発展のための再投資に必要な内部留保の蓄積などを総合的に勘案し、当期の期末配当金は1株につき50円といたしたいと存じます。これにより、中間配当金を含めた当期の年間配当金は、1株につき100円となります。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円 総額10,731,654,850円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。 (自己の株式の取得)</p> <p>第8条 <省略> (単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 ①当社の単元株式数は、100株とする。 ②当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</u> (単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 ①当社は、株主名簿管理人をおく。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>	<p><削除></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 <現行どおり> (単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><削除></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 ①当社は、株主名簿管理人をおく。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。</u> <u>以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに<u>備えおき</u>その他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第12条～第41条 <省略> <新設></p>	<p>③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに<u>備置き</u>その他の株主名簿および<u>新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第11条～第40条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置き</u> <u>その他の株券喪失登録簿に関する事務</u> <u>は、これを株主名簿管理人に委託し、当</u> <u>社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで</u> <u>有効とし、平成22年1月6日をもって前条</u> <u>および本条を削るものとする。</u></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

現在の取締役10名のうち村田泰隆、村田恒夫、坂部行雄、井上 純、家木英治、牧野孝次、棚橋康郎（社外取締役）の7氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役1名を含む取締役5名を選任いたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	むら た つね お 村 田 恒 夫 (昭和26年8月13日)	昭和49年3月 当社入社 平成元年6月 当社取締役 平成3年6月 当社常務取締役 平成7年6月 当社専務取締役 平成15年6月 当社取締役副社長 当社代表取締役 平成19年6月 当社取締役社長 <現在> 当社代表取締役社長 (他の法人等の代表状況) 株式会社福井村田製作所 代表取締役社長 Murata Electronics Singapore (Pte.)Ltd., Director 財団法人村田学術振興財団 理事長	1,905,000株
2	いの う え あつし 井 上 純 (昭和23年10月7日)	昭和48年4月 当社入社 平成13年7月 当社執行役員 平成15年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務執行役員 <現在> 当社取締役 当社常務執行役員 当社コンポーネント事業本部長 (他の法人等の代表状況) 株式会社出雲村田製作所 代表取締役社長 株式会社富山村田製作所 代表取締役社長	1,500株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
3	いえ き ひで はる 家 木 英 治 (昭和25年4月25日)	昭和49年1月 当社入社 平成15年7月 当社執行役員 平成17年7月 当社上席執行役員 平成19年6月 当社取締役 当社常務執行役員 < 現 在 > 当社取締役 当社常務執行役員 当社技術・事業開発本部長	700株
4	まき の こう じ 牧 野 孝 次 (昭和27年5月13日)	昭和51年4月 三井造船株式会社 入社 昭和61年1月 当社入社 平成17年6月 当社企画・管理グループ統括部長 平成17年7月 当社執行役員 平成19年6月 当社取締役 < 現 在 > 当社取締役 当社執行役員 当社管理グループ統括部長	500株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
5	たな はし やす ろう 棚 橋 康 郎 (昭和16年1月4日)	昭和38年4月 富士製鐵株式会社(現 新日本製鐵株式会社) 入社 平成5年6月 新日本製鐵株式会社 機材部長 平成7年6月 同社取締役 平成9年4月 同社常務取締役 平成12年4月 新日鉄情報通信システム株式会社(現 新日鉄ソリューションズ株式会社) 代表取締役社長 平成15年4月 同社代表取締役会長 平成16年6月 株式会社インターネットイニシアティブ 取締役 平成17年6月 当社取締役 平成19年6月 新日鉄ソリューションズ株式会社 相談役 横河電機株式会社 取締役 <現 在> 当社取締役 新日鉄ソリューションズ株式会社 相談役 株式会社インターネットイニシアティブ 取締役 横河電機株式会社 取締役	0株

(注) 1. 候補者と当社との利害関係について

- (1) 村田恒夫氏は、平成21年4月1日付で当社が寄付を行っている財団法人村田学術振興財団の理事長に就任しております。
- (2) その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 棚橋康郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
 - (1) 社外取締役候補者の選任理由
 経営者としての高い見識と豊富な経験を当社の経営に活かすため、社外取締役として棚橋康郎氏の選任をお願いするものであります。
 - (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
 棚橋康郎氏は平成17年6月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
 - (3) 社外取締役との責任限定契約締結
 当社は、棚橋康郎氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額相当額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

現在の監査役5名のうち中山素彦氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名を選任いたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の 株式の数
なか やま もと ひこ 中山素彦 (昭和25年12月13日)	昭和49年4月 当社入社 平成10年10月 当社経理・財務グループ経理部長 平成17年6月 当社常勤監査役 <現在> 当社常勤監査役	1,400株

(注) 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

用語解説

■コンデンサ（P 3、P 4、P 5、P 11）

コンデンサは電気を蓄える働きをし、電源の電圧変動を吸収し電子機器の安定動作に貢献する役割を担う部品です。携帯電話、パソコン、デジタル家電など、ほとんどの電子機器に使われています。

■フィルタ（表面波／セラミック／誘電体／EMI除去）（P 4、P 5）

コーヒーのフィルタでイメージできるように、必要な信号だけを通し、不要な信号を通さない働きをします。セラミックフィルタ、表面波フィルタ、誘電体フィルタは特定の信号だけを通す役割をし、EMI除去フィルタは信号に含まれるノイズ(EMI = Electromagnetic Interference)を除去して電子回路を守ります。

■セラミック発振子（P 4）

電子機器にはプロセッサやマイコンなどのデジタルICが多数使われていますが、デジタル信号処理を正しく動作させるためには、その「テンポ」を制御する「基準クロック信号」というものが必要です。セラミック発振子は、圧電セラミックスの圧電現象（電圧を加えると伸縮し、物理的な力を加えると電圧を発生する）を利用し、基準クロック信号を発生させる電子部品です。

■Bluetooth®（P 4、P 5）

携帯電話、PDA、デジタル家電とパソコン、プリンタ、スキャナーなどのパソコン周辺機器間で音声やデータをやり取りする近距離無線通信技術。欧州を中心にワイヤレスヘッドセットなどへの搭載が進んでいます。

■多層デバイス（P 4）

従来は1枚の基板上に多数の部品を実装して構成していた回路を、セラミックシートを何層も重ねて形成した多層セラミックスの内部に3次元で回路を構成し、部品の機能を作り込むことによって、圧倒的な小型化を実現したモジュール電子部品です。

■コネクタ（P 4）

回路または機器などを相互に電氣的に接続するための電子部品です。

■アイソレータ（P 4）

電気信号を一方方向のみに伝送する機能を持つ電子部品です。携帯電話の送信回路などに使用され、通信の安定化に役立っています。

— MEMO —

A series of horizontal dashed lines for writing.

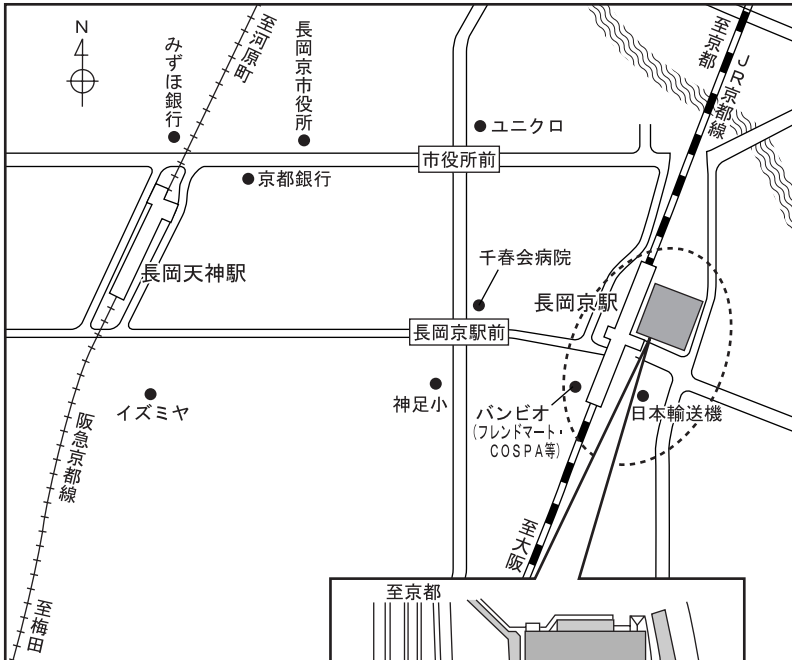
— MEMO —

A series of horizontal dashed lines for writing.

— MEMO —

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場 ご案内略図



交通機関

JR京都線「長岡京駅」下車
東口より 徒歩約1分

阪急京都線「長岡天神駅」下車
東口より 徒歩約12分

駐車スペースに限りがありますので、
公共交通機関をご利用ください。

